

立入検査シミュレーション訓練を行いました

消防職員が立入検査を行った際、建物内の階段や避難口に通行の支障となるような物品等が配置されていると、火災予防上危険と判断し、その物品等の除去命令を行う場合があります。命令を行った場合、危険な建物であると住民に知らせる手段として、建物の出入り口に標識を貼り付け、インターネットにも公表することになります。

今回の訓練想定では、ビルの階段を倉庫代わりに使用していたレストランの店長に物品を除去するよう消防法第5条の3第1項に基づく命令を行うといったものでした。

住民の皆様に安心・安全に建物を利用してもらえるよう、消防に与えられた権限を時期を逸することなく発令できるよう心がけていきます。





↑ 建物の利用者に消防法上危険な建物であると知らせるため、
消防が命令を行ったという標識を出入口付近に張り付けています。